

令和5年8月1日

関係者各位

社会福祉法人小鳩会 小鳩乳児院  
施設長 猪飼 久雄

### 小鳩乳児院における被措置児童への虐待調査結果及び改善計画について

平素は当施設の運営並びに子どもたちの養育にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月23日に小鳩乳児院で発生した不適切対応につきまして、滋賀県より令和4年9月12日付 滋子青第2755号の通知により、被措置児童虐待の認定及び改善勧告を受けました。

小鳩乳児院を利用されているお子様、保護者様、関係機関様、県民の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを法人・施設として心より深くお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向け一層改善に努めて参ります。今後ともご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

尚、法人内第三者委員会による事案発生の検証から指摘を受けた課題と提言、それに対する施設の改善計画について、要旨を下記の通りご報告申し上げます。

### 記

#### 1. 第三者委員会で検証された課題

##### ①夜勤者同士のサポートしやすいホーム配置・体制

令和3年度に施設長が交代し職員体制が変わったことに加え、ホーム配置体制も2階を利用するといった施設としての大きな変更があった年度であった。そのような変更から新たな課題が現れ、見直しの必要を検討している最中に事案が発生した。

ホーム配置によって職員の連携や協力体制の在り方に大きく影響するため、特にきめ細かな対応が必要で入退所の変動のある新生児ホームについては、夜間配置職員の体制をふまえて考える必要がある。

##### ②入所児のアセスメントと情報共有方法

乳児院への入所は多くが0歳児であり、新生児も少なくはない。緊急ケースの一時保護委託で入所することも多いため、乳児の十分な情報も得られないまま受け入れざるを得ないケースもある。

個々の入所児のアセスメントを十分に行い、その情報を施設として全体に共有することが不可欠である。小鳩乳児院では今までの実績の中で情報共有体制が図られ、個々の子どもの特性に合わせ「個を大切にする養育」が行われてきた。またそれが小鳩会の文化として定着している。しかし時として今回のような事案が発生するということを改めて認識し、組織として権利擁護や情報共有の在り方について改めて検討する必要がある。

### ③職員間コミュニケーション

小鳩乳児院には約 60 名の職員が在籍する。養育に携わる直接処遇職員だけでも 50 名近くになる。組織として当然様々な役職や事務分掌があり、また雇用形態や職務経験年数、年齢は様々で、それらの下で個々の職員が職務上の責任を果たすことで、子どもたちの安全で健やかな養育が保障される。

職員組織が円滑に運営されるためには、職員間の良好なコミュニケーションが不可欠である。職員個々には当然性格や人柄といったものがあり、職員同士の相性なども仕事の中で影響する。それらをマネジメントすることは管理職の責務ではあるが、個々の職員自身が自己覚知を深め、日々の精神状態も客観的にとらえられるような研修等を検討していく必要がある。

## 2. 第三者委員会からの再発防止に向けた改善策への提言

- ①入所児童個々のアセスメントを行い、職員が個々の特性に応じた対応が図れるよう、周知、共有できるシステムを検討される必要がある。
- ②日常の養育支援の応援体制について、特に職員の人数が少なくなる夜間については、ホーム体制やマニュアルの見直しを含め、改めて検討される必要がある。
- ③事案が発生した時の事実認定について、客観的証拠と専門的知見からの意見等を参考に、法人としての責任、処分といったことを基本に判断、認定する体制を確認しておく必要がある。

## 3. 今後の改善計画

### ①ホーム体制の変更

令和 3 年度はホーム体制の変更により新生児室が 1 階居室の一番端になっていて状況が他ホームから確認しにくかった。そのためホーム配置を夜間配置職員の連携がとりやすく、リスクの高い新生児室へのサポートが入りやすい体制に変更していく。

また、今まで 1 階夜勤者が 3 名であったが、夜勤者を 4 名にするように努め、休憩時間を入れたとしても常時 3 名が確保できるよう変更していく予定である。

将来的には更なる人材確保を図っていき、夜間だけに限らず勤務シフトが現状より余裕の持てる体制に努めていく。

### ②申し送りの徹底と夜勤者の相互サポートの確認

勤務引継ぎの際の申し送りは、今迄も諸記録などの文書と口頭で詳細に行っていたが、今一度個々の乳幼児の状態について確実に伝達できるよう努めるとともに、個々の入所児の特性について職員が把握できるシステムを検討していく。

また、今までは夜勤者同士がそれぞれの判断で他ホームの状況を気遣いフォローに入っていたが、個々の経験や判断によらず相互にサポートできるよう、定時的な状況確認を行うようにした。

### ③権利擁護に関する再確認と職員間コミュニケーションのための研修等の開催

子どもの権利擁護に関しては、3 か月毎のチェックリストに基づき職員自身の子どもへのかかわり方を振り返ることを行っている。また毎月の各ホーム職員会議では、日常の子どもの関りでの適切性を互いに話し合いながら意見交換している。これらのことは継続しながら、さらに職員間のコミュニケーションや、職員自身の自己覚知といったことを深められるような研修を全職員に計画的に実施していく。

以上